

私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付要綱  
(昭和 56 年 6 月 30 日岩手県告示第 790 号)

|      |                   |             |
|------|-------------------|-------------|
| 〔沿革〕 | 昭和 62 年 7 月 10 日  | 告示第 558 号改正 |
|      | 平成元年 7 月 11 日     | 告示第 623 号改正 |
|      | 平成 2 年 5 月 8 日    | 告示第 391 号改正 |
|      | 平成 4 年 5 月 1 日    | 告示第 407 号改正 |
|      | 平成 6 年 5 月 13 日   | 告示第 421 号改正 |
|      | 平成 7 年 4 月 21 日   | 告示第 414 号改正 |
|      | 平成 10 年 5 月 29 日  | 告示第 520 号改正 |
|      | 平成 13 年 4 月 24 日  | 一部改正        |
|      | 平成 16 年 5 月 26 日  | 一部改正        |
|      | 平成 19 年 5 月 14 日  | 一部改正        |
|      | 平成 21 年 2 月 27 日  | 一部改正        |
|      | 平成 22 年 3 月 31 日  | 一部改正        |
|      | 平成 22 年 8 月 25 日  | 一部改正        |
|      | 平成 23 年 3 月 15 日  | 一部改正        |
|      | 平成 24 年 10 月 15 日 | 一部改正        |
|      | 平成 26 年 4 月 1 日   | 一部改正        |
|      | 平成 27 年 4 月 1 日   | 一部改正        |
|      | 平成 29 年 9 月 4 日   | 一部改正        |
|      | 平成 30 年 4 月 1 日   | 一部改正        |

(目的)

第 1 県内の私立高等学校、私立特別支援学校の高等部、私立小学校又は私立中学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う授業料等の減免に係る経費に対し、また、県内の私立小学校又は私立中学校（以下「小中学校」という。）に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第 2 第 1 に規定する授業料の減免に係る経費は、学校法人がその設置する私立高等学校又は私立特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の全日制課程若しくは専攻科課程又は小中学校に在学する児童生徒の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該児童生徒に対して行う授業料の減免に係る経費とする。

(1) 高等学校等（全日制課程）

- ア 世帯収入が 350 万円未満相当と認められる世帯
- イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯
- ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降 1 年間の世帯収入が 350 万円未満相当と認められる世帯

(2) 高等学校等（専攻科課程）

- ア 世帯収入が 350 万円未満相当と認められる世帯
- イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯

ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降1年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯

(3) 小中学校

家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降1年間の世帯収入が400万円未満相当と認められる世帯

2 第1に規定する入学金の減免に係る経費は、学校法人がその設置する高等学校等の全日制課程に入学した生徒が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合に、当該生徒に対して行う入学金の減免に係る経費とする。

3 小中学校に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対する補助は、学校法人が設置する小中学校に在学する児童生徒の保護者等が次の各号の要件を全て満たす場合に行うものとし、当該法人が補助金を代理受領した上で児童生徒に係る授業料納付金と相殺するものとする。

(1) 児童生徒が、学校法人が設置する小中学校のいずれかに、7月1日時点で在学していること。

(2) 児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が10万2千3百円未満であること。

(3) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。

(補助額)

第3 補助額は、別表1の額を上限とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第7 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立高等学校等授業料等減免等事業補助金前金払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別途知事が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日の前日において現に私立高等学校等に在学する生徒に係る補助金の交付の対象及び補助額については、この要綱による改定後の私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱第2及び第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

| 区分            | 要件  | 補助額   |           |
|---------------|---|---|-----------|
| 授業料<br>減免     | ア 世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯  |   |           |
|               | ① 世帯収入が250万円未満相当と認められる世帯  | 納入する授業料の月額(26,250円を上限)から高等学校等就学支援金を控除した額                                      |           |
|               | ② 世帯収入が250万円以上相当から350万円未満相当と認められる世帯   | 納入する授業料の月額(24,300円を上限)から高等学校等就学支援金を控除した額                                      |           |
|               | イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯   | 納入する授業料の月額(24,750円を上限)から高等学校等就学支援金を控除した額                                      |           |
|               | ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降1年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯   |   |           |
|               | ① 事実発生日以降1年間の世帯収入が250万円未満相当と認められる世帯   | 納入する授業料の月額(24,750円を上限)から高等学校等就学支援金を控除した額                                      |           |
|               | ② 事実発生日以降1年間の世帯収入が250万円以上相当から350万円未満相当と認められる世帯  | 納入する授業料の月額(19,800円を上限)から高等学校等就学支援金を控除した額                                      |           |
|               | 高等学校等(全日制課程)  |   |           |
|               | 高等学校等(専攻科課程)  | ア 世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯  | 月額 9,900円 |
|               |   | イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯   |           |
|               | ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降1年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯   |   |           |
| 小中学校          | 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降1年間の世帯収入が400万円未満相当と認められる世帯   | 納入する授業料額の範囲内(月額8,300円を上限とする。)   |           |
| 入学金減免         | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者  | 納入する入学金(※)から5,650円を控除した額  |           |
| 小中学校の授業料の負担軽減 | 児童生徒の保護者等が次の各号の要件を全て満たす場合<br>ア 児童生徒が、学校法人が設置する小中学校のいずれかに、7月1日時点で在学していること。<br>イ 児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額(保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額)が10万2千3百円未満であること。<br>ウ 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。 | 納入する授業料額の範囲内(年額100,000円を上限とし、授業料額が限度額に満たない場合は、授業料額に施設整備費等の額を加えた額を交付できるものとする。) |           |

※1 入学金の額は、平成22年度の各私立高等学校等の学則で定めた入学金の額

※2 「施設整備費等」とは、授業料、入学金及び受験料以外のすべての生徒等納付金(例えば、施設整備費、実験実習費、冷暖房費等をいい、PTA会費等の委託徴収金、任意の寄附金、寮に係る経費、スクールバス代は除く。)であること。

別表2（第8関係）

| 条 項                                   | 提出書類及び添付書類  | 様 式            | 提出部数 | 提出期日   |
|---------------------------------------|---|----------------|------|--------|
| 規則第4条の規定による書類                         | 私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付申請書<br>1 事業計画書<br>2 その他知事が必要と認める書類       | 第1号<br><br>第2号 | 1部   | 別に定める。 |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類 | 私立高等学校等授業料等減免等事業変更（中止、廃止）承認申請書<br>1 事業計画書<br>2 その他知事が必要と認める書類 | 第3号<br><br>第2号 | 1部   | 別に定める。 |
| 規則第13条第1項の規定による書類                     | 私立高等学校等授業料等減免等事業補助金（精算）請求書<br>1 事業実績書<br>2 その他知事が必要と認める書類     | 第4号<br><br>第2号 | 1部   | 別に定める。 |